
フレックスタイム制は、労使協定をもって一定期間（「清算期間」といいます。）内の総労働時間などを定め、労働者がその範囲内で始業、終業の時刻を選択することで、仕事と生活の調和を可能とする制度です。これまで、清算期間は1か月以内とされていましたが、平成31年4月からは3か月以内まで延長されます。

今後は、よりメリハリの利いた労働時間の調整が可能となり、活用の方法によっては、夏休みなどお子さんと過ごす時間を確保しやすくなるなどのメリットがあります。

ただし、清算期間が1か月を超える場合には、過重労働防止のため、各月の労働時間は週平均50時間以内とするとともに、新たに労使協定届（様式第3号の3）を所轄労働基準監督署長あて届け出ることが必要です。

さらに詳しくお知りになりたい方は、監督署の労働時間相談・支援コーナー、宮城働き方改革推進支援センター等でお尋ねください。

●パンフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000310274.pdf>

●労使協定届（様式第3号の3）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350343.docx>

【お問合せ先】 監督課（022-299-8838）

2. 中小企業の「働き方改革」お手伝いします

「働き方改革関連法」が来年4月から順次施行されます。長時間労働の是正や年次有給休暇の確実な取得など、企業に取り組んでいただく課題がいくつもあります。中小企業には猶予期間が設けられている法律もありますが、早めに準備を進めておくことが大事です。

宮城労働局では中小企業・小規模事業者の方が無料で専門家に相談できる「働き方改革推進支援センター」を仙台市内に設置しています。

長時間労働の是正、生産性の向上、人手不足への対策など、電話相談から企業を訪問してのアドバイスまで幅広く対応しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

●宮城働き方改革推進支援センター

<http://miyagi-hatarakikata.com/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8834）

3. チェックしなくちゃ。最低賃金

宮城県内の事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金が、平成30年10月1日から798円に改正されました。

12月20日からは、下記の3つの産業の県内事業所で働く労働者に適用される最低賃金が改正されました。

自分の職場の賃金をチェックしてみましょう。

◇特定（産業別）最低賃金（30年12月20日から）

- ・鉄鋼業 時間額898円
- ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額841円
- ・自動車小売業 時間額865円

●最低賃金について

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000350532.pdf>

【お問合せ先】賃金室（022-299-8841）

4. 労働保険料の納付は口座振替が便利です

貴社ではどんな方法で労働保険料を納付していますか。現金納付やインターネットバンキングも可能ですが、口座振替がもっとも便利です。

口座振替は、既に会社の口座を開設している金融機関に申込をすることでご利用できるようになります。手数料がかかりませんし、なにより通常の納期限より最大約2カ月ゆとりができます。引き落とし前にハガキでお知らせしますし、引き落とし後は、結果をハガキでお知らせします。

この機会に、是非ご検討ください。

なお、口座振替については、申込締切日がありますのでご注意ください。詳しくは下記をご覧ください。

●労働保険料等の口座振替納付

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/hokenryou/index.html

【お問合せ先】 労働保険徴収課 (022-299-8842)

5. 治療と仕事の両立支援セミナーのご案内

前回もご案内いたしました。治療と仕事の両立支援セミナーを開催いたします。

セミナーでは、東北大学教授、黒澤一先生から、「がんをはじめとした治療と仕事の両立について」と題してご講演いただきます。また、治療を必要とする従業員の両立支援に取り組んでいる職場の事例発表があり、取組を進める中で得られた様々なノウハウを知ることができます。

企業トップの方をはじめ、人事・労務を担当されている方、是非ご参加ください。

●治療と仕事の両立支援セミナー

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000337121.pdf>

【お問合せ先】 健康安全課 (022-299-8839)

職業安定課 (022-299-8061)

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2018.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。

- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
- ・携帯メールには対応していません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
